

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県野田市瀬戸95番地91

氏 名 株式会社風見

代表取締役 塩貝大

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年 月 日

令和 6年 7月30日

許可の有効期限

令和11年 7月29日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪ゴムくず、⑫金属くず、⑬ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑭鉱さい、⑮がれき類、⑯ばいじん、⑰動物系固形不要物（以上17種類）

※①については、水銀含有ばいじん等を含む。

※②については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

※③については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※④については、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

※⑤については、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

※⑥については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑫については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑬については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑭については、水銀含有ばいじん等を含む。

※⑮については、石綿含有産業廃棄物を含む。

※⑯については、水銀含有ばいじん等を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

令和 6 年 7 月 3 0 日 新規許可

4 積替え許可の有無

有 ・ ☒ 無

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ ☒ 無